

NO.	項目	意見・質問等	委員	回答
1	子ども・子育て支援事業計画について	子ども子育て計画の前提として、人口減少の予測がふまえられています。それによって児童施設の再編も計画されているかと思いますが、そもそも人口減少をそのままにしていくなのか、減少を食い止め、子育て世帯や若者世代が住みたくなる街にしていこうとするのかでは計画の方向性が変わると思います。中野区ではこのまま手を打たずに減少に任せていくのでしょうか。	萩原委員	区としては、中野区基本計画において、中長期的には子育て家庭の定住促進を目指し、安心して子どもを産み、育て、住み続けられる環境の整備を進めていくこととしています。一方で、子ども施設の整備にあたっては、実態と乖離が生じないよう、需要の実績値等も考慮しながら計画策定を行っていきます。
2	子ども・子育て支援事業計画について	地域子ども子育て支援の13事業について、事業名と実際に私たちが利用しているものとは名称が一致していないのでイメージがしにくい面があります。できたら、実際に区民が利用している事業名(事業内容)を教えてくださいと助かります。養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業とはどんな事業ですか。	丸茂委員	別紙のとおりまとめましたのでご覧ください。
3	子ども・子育て支援事業計画について	計画上、現在幼稚園が21園となっていますが、今後北部エリアの2つの私立幼稚園が廃園予定と聞いています。これは決定されたものかどうか、区に情報はありますか。	丸茂委員	南部エリアの私立幼稚園1園は、今年度末をもって廃園の予定です。北部エリアの私立幼稚園2園は、廃園を含めて今後の運営について検討していると聞いています。
4	保育の現状と課題について	園庭のない小規模保育園のため、他園と公園使用が重なり、遊ぶ時間が少なくなる時がある。なので、公園以外での遊ぶ施設、例えば、児童館が、保育園児でも利用しやすい環境になると嬉しい。	大門委員	中野区では、認可保育所の約6割、小規模保育園の大半が園庭を有していないため、近隣の公園を代替園庭としてご利用いただいています。利用する時間帯が集中してしまい、お互いに苦慮している状況については課題として認識しています。児童館や児童館隣接遊園については、以前から近隣の保育園にご利用いただいています。複数園の利用があることや、乳幼児親子の一般利用及び児童館行事との関係で、利用する曜日や時間帯、場所等について事前にご相談させていただくことがあります。
5	保育の現状と課題について	待機児童の減少で、小規模保育園などは、定員割れになっている。2歳児は集団生活を通して、10の姿などが育ってほしいと思っているが、定員割れで他児との関わりが少なくなり、その姿が育つのが難しいという状況についての意見を伺いたい。	大門委員	「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」として示されている「協同性」「道徳性」「豊かな感性」等は、園児同士や保育士との関わりの中で育まれるものです。将来的に少子化の進行が見込まれるため、今後は、相互交流・情報交換の場である乳幼児親子の居場所づくり等の取組がより一層重要になってくるものと考えています。
6	保育の現状と課題について	認可保育施設の定義について 「就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設」というのは国による定義ですが、子育て先進区を目指す中野区としては、この定義に対し区独自の考え方を示すことはできないでしょうか。と言うのも、区では子どもの権利条例を策定中でもあります。保育や幼児教育を、保護者の就労に代わるもの、つまり「保護者側の理由」としてではなく、アウェイ育児、核家族の中で育つ子ども達の、「子どもの最善の利益」「育つ権利」を保障するものとして、すべての子どもに保育と幼児教育のどちらも保障されるべき、という議論に変わっていった欲しいと考えます。この点について、今後機会がありましたら委員の皆さんと意見交換が出来ればと思います。	丸茂委員	令和元年10月に、3歳児以上の幼児教育・保育が無償化されました。この制度改正は、子どもの人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性、及び、保護者の負担軽減による少子化対策の観点から実施されたもので、幼児教育・保育を受ける機会の増大が図られました。新たな基準に基づくすべての子どもに対する機会の保障(もしくは義務化)については、関係各所との慎重な議論を要するものと考えます。
7	保育の現状と課題について	中野区東部エリア(中野坂上)に待機児童が多いとお聞きしたことがあります。令和3年度の待機児童25人(1歳・2歳)もそのエリアの待機人数でしょうか。また、1歳・2歳の待機が出ている施設の、他の年次(0歳、3歳から5歳)での欠員状況を教えてください。	丸茂委員	令和3年4月1日現在の待機児童25人(1歳・2歳)の分布を当該施設の最寄駅エリア別に見ると、中野坂上駅・東中野駅エリアが11人(44%)、新中野駅・中野駅エリアが5人(20%)、新井薬師前駅・沼袋駅エリアが5人(20%)、新江古田駅エリアが4人(16%)で、東部圏域が半数近くを占めていたことになります。また、他の年次(0歳、3歳から5歳のクラス)の欠員数115人を当該施設数16園で割り返すと、1園あたり7人ほどの欠員が生じていたことになります。
8	保育の現状と課題について	令和3年度から令和4年度に施設数が6増えています。「認証保育所」は3減っていますが、これは3か所の認証が認可になるということでしょうか。またそれに加えて、認可保育所が3か所新設されるということでしょうか。	丸茂委員	認可保育所は、新たに4施設、認証保育所認可化が2施設の計6施設増加となります。認証保育所については、認可化により2施設、廃止が1施設の計3施設が減少となります。
9	保育の現状と課題について	保育所等利用調整基準について会議中にもお訊ねしましたが、改めて質問します。 現在、保育園を希望する家庭において、利用調整基準の類型は一つのみとなっていますが、類型を重複させられないのであれば「親族の介護・看護」の細目と指数は現在の内容で適当か、見直しをお願いしたいと思います。 まず、同居で「要介護3」以上週3日以上で「14点」という指数になっていますが、その一つ下に「上記以外の者を週3日以上かつ昼間4時間以上」で「12点」となっています。つまり、要介護2は後者に当てはまりますが、この基準の理由がよく分かりません。 要介護2になると、人によっては認知機能の低下に加え、徘徊など、それに伴う問題行動も出てきます。認知症のある方は、身体的な障害はなくても目を離すことが難しい状況が増えてきます。 利用できる介護保険サービスは(たとえ要介護5であってもですが)生活の一部のみをサポートするもので、それ以外の時間は全て家族が介護しています。(申請者が主たる介護者であれば、そうした介護サービスをやりくりしながらなんとかパートで働くことができて、望むような就労時間を十分確保出来ないという事情も生じてきます。) また、実際のところ、人によっては要介護1であっても認知症に伴う問題行動が出てくる場合もあります。つまり、要介護度で分類するのであれば、要介護1を境に算定することをご検討いただきたいと思います。 認知症の方をケアする家族は、家庭のみでは十分な保育時間が確保出来ない、子どもにとっても十分な保育に欠ける現状があります。 また、「同居以外」は減算の対象となっていますが、申請者が主たる介護者であれば、同居しているよりも「同居以外」のほうが介護負担が大きい場合もあります。 中には、家族が生活保護を受けるために世帯分離しているケースもあり、同じ集合住宅で隣の部屋に住みながら、主たる介護者として日常的にケアしているケースもあり、まさに制度の狭間になっています。 ダブルケアをされている方、またそうなる予備軍の方が区内にどれほどいらっしゃるかわかりませんが、現状ではそんなに多くないのではないのでしょうか？ 待機児童数が緩和されてきた現在、これまでよりも更にダブルケアを支援していく調整が必要と考えています。また、要介護者と要保育者を擁護するという観点からも、ダブルケアの負担の先にあるかもしれない「高齢者虐待」「児童虐待」「ヤングケアラー」を生まない方策の検討をお願いします。(同じく、身体障害者手帳、愛の手帳を持たれている場合の基準についてはいかがでしょうか。)	丸茂委員	子ども・子育て支援法に基づき保育要件が認定される方は、保育園の利用を申し込むことができます。保育要件とは、就労、出産、疾病・傷病・障がい(精神を含む)、介護・看護、災害の復旧、求職活動、就学、児童相談所や子ども・若者支援センターが関わっている家庭、育休中等とされています。区は、中野区児童福祉法施行規則に利用調整基準を規定しており、入園の順位付けのための指数を定めています。今回のご指摘は、当課でも課題であると認識しており、保育が必要なすべての方が入園できるよう、区民の方のご意見も踏まえて引き続き検討して参ります。また、すべての方が希望の園に入園するためには、施設の整備や運用についても併せて検討する必要があると考えています。

NO.	項目	意見・質問等	委員	回答
10	その他	中野駅周辺において整備が予定されている住宅戸数について ここで示されている、新たに増える住戸は、ファミリー世帯を想定していますか？（立地から、ファミリー世帯が手を出せるような価格帯になるのかどうか疑問です。）もしもファミリーを想定されているとしたら、小学校学区域では桃花小と平和の森小になりますか？また、中学校学区域では中野中学校になりますか？ これらの学校は既にマンモス校になっていますが、住戸数が増加した場合の教室の確保等、平和の森小に関しては建て替えが進めば問題ないのか、需要と供給のバランスについてどのような推計をされているか教えてください。	丸茂委員	都市計画決定済の地区（中野二丁目、囲町東）については、様々な広さや間取りの住宅が整備される予定ですが、ファミリー世帯が居住可能な広さや間取りの住戸も多く計画されています。都市計画決定前の地区（囲町西、中野四丁目新北口、中野四丁目西）の詳細については、未定です。 小学校区域は桃花小と平和の森小になります。中学校区域は中野中学校になります。学校に関しては教育委員会事務局の所管となりますが、保育施設等と同様に再開発等による年少人口増を踏まえて、適切な対応を図ることとなります。
11	学童、キッズ・プラザ、児童館について	成長著しい小学生ですので、統計上ひとくくりにするのではなく、1～3年・4～6年に分けた利用状況を知りたいです。個人的には、キッズ利用は低学年が多く利用しているように見えます。4～6年の高学年の遊び場提供は、どのようにお考えでしょうか。	大橋委員	キッズ・プラザの利用者の大半が低学年児童です（令和2年度92％）。高学年児童が興味を持ちやすい事業の企画や高学年タイムを設ける等の工夫をしています。今後は、児童館が高学年児童や中高生の居場所としても充実していけるよう検討していきます。
12	学童、キッズ・プラザ、児童館について	親は、大人の目がある安心なキッズを利用して欲しいと願うものの、子どもたちは学校内にあることが、学校の延長のようで窮屈と言います。また、お友達のお家でゲーム遊びもありますが、コロナに関係なく居住スペースの関係等で人数制限がかかります。「いつも俺は呼ばれない」と嘆いている子がいます。近所に児童館のない地域ですので、区民活動センターを子どもたちに利用できるようにして欲しいです。区活のスクリーンでゲームできたら楽しいでしょうね。	大橋委員	キッズ・プラザは、学校から直接利用することもでき、一度帰宅してからまた来ることもできます。学校と違う雰囲気解放的な空間となるよう工夫して運営しています。また、学校での学習や生活とは区別して、気持ちの上でも切り替えて過ごせるよう、配慮して運営しています。地域の皆さんや関係機関との連携をさらに進め、子どもたちの安全安心な放課後の環境整備を進めていきます。
13	学童、キッズ・プラザ、児童館について	学童クラブについて、需要が上回る場合は学区内に整備、民間誘致または閉館した児童館を転用して活用、とありますが、4箇所の児童館閉館については議会で条例が否決されました。今後、計画はどうなっていくのか、分かる範囲で教えていただけたらと思います。	丸茂委員	児童館4館の廃止については見直すこととし、令和4年度は、令和3年度と同じ、16館の児童館と2館のふれあいの家の運営を行います。令和5年度以降の事業内容や運営方法は、今後さらに検討していきます。
14	当初予算案の概要について	プレーパーク活動団体等支援について 放課後子ども教室とは別立ての予算で、人材研修費の補助ということでしょうか？また、プレーパークを区内常設としていく計画はありますか？	丸茂委員	地域でプレーパーク活動をしている方々や、これから地域でプレーパーク活動をしてみたいという方々を対象に、プレーパークの普及啓発のための区主催の講演会の講師謝礼や、プレーリーダー養成講座の受講料の助成費用を計上しています。 プレーパーク活動を行う地域団体の支援のみでなく、より幅広い遊びに対応するとともに、プレーパーク活動のネットワークの中心となり、人材養成などの支援を行うための拠点（常設プレーパーク）を整備していく必要があると考えており、周辺住環境への影響等の立地条件、活用可能性などを総合的に検討する必要があることから、全庁的な検討を進めていきます。
15	当初予算案の概要について	若者育成支援事業について具体的な内容があれば、説明できる範囲で教えてください。	丸茂委員	ハイティーン会議の運営支援を見直し、中高生が自らの意見を表明し参加する居場所とし、中高生が自主性・自発性をもって取り組む活動への支援や地域参加へ取り組めるようファシリテートしながらワークショップを行います。 大学生以上の者を対象とし、区との協働意識の醸成により、自身が地域を担い構成する主体であることを実感できる機会の確保と、将来的に区と協働するユースワーカーの育成の場となる取組を見据え、若者の政策提案検討のワークショップの試行実施に取り組みます。また、SNSを活用した、区が実施する若者支援関連事業の周知や若者が行う活動等の情報発信に取り組みます。 なお、若者育成支援の着実な推進を図り、事業者の専門的知見やノウハウを生かした事業構築を行うため、上記の事業実施・管理運営については、民間事業者等への委託により実施します。
16	前回の提供した資料について	○事業概要「子ども家庭相談」より 虐待対応ケースが平成30年度489件→令和2年度1015件で2倍以上になっていることに衝撃を受けました。令和2年度はコロナ第一波の年であり、緊急事態宣言に伴う一斉休校、不要不急の外出をしないように言われ、リモートワークが求められました。その結果として主たる虐待者として実父の数が増えているものと推測できます。 現在、児相では、子どもや家庭の個別計画や個別支援計画を作成する担当となるのは児童福祉司になりますか？ 児童福祉司は現在何人在籍されていますか。 また、1人の児童福祉司が担当する家庭や子どもはおよそ何家庭になりますか。 また担当する家庭数の基準はありますか。 新設される一時保護所は定員12名と聞いています。定員を上回る場合はどの様に対応される計画になっているか教えてください。 また、虐待対応ケースが増加していることに焦点を当て、区側でご検討されているまたは既に実施されている対応策があれば教えてください。	丸茂委員	○中野区児童相談所は、令和4年4月に開設します。児童福祉司は、人口3万人にひとり配置することに加え、虐待の件数に応じて加算されることとなっています。中野区は現在区が行っている子ども家庭支援センター機能と今後開設する児童相談所機能と一体的に行うこととしており、現在区が対応している虐待相談件数を加味して、必要な児童福祉司を算出し、その結果、開設にあたっては、児童福祉司を25人配置する予定です。開設当初、ひとりの児童福祉司が担当する児童数は、20人程度と考えています。 ○一時保護所の定員を超えて児童を受け入れる必要がある場合は、広域調整により他自治体の一時保護所や児童福祉施設に一時保護委託を行うことを基本としています。 ○児童虐待が発生してしまった場合は、子どもの命を守る行動を行うことを第一に考えますが、子どもの話を聞くと共に、家族の取り組みを支えて再発防止につなげていきたいと考えています。また、虐待予防として、すこやか福祉センターが実施している妊娠・出産・子育てトータルケア事業は重要と考えています。
17	その他	一斉休校中の学校の対応は区内でも様々でした。幼稚園、保育園、学校毎にどのような対応が取られたか、検証や評価がされているか、教えてください。	丸茂委員	保育園においては、国の緊急事態宣言や都の休業要請を受けて、令和2年4月13日～5月31日を臨時休園、6月1日～30日を登園自粛の期間としました。期間中、休業要請対象の園児の保育や、常勤・非常勤保育士の効率的な配置等について、各園の事情で適宜判断いただきました。 幼稚園、学校に関しては、教育委員会事務局の所管となりますが、いずれも令和2年4月6日～5月31日まで臨時休業し、週1回以上家庭への電話や訪問により、児童・生徒の状況の把握等を行いました。また、学校教育に関しては、ICTを活用し家庭学習を支援しました。6月1日以降は数週間分散登校を行った後、段階的に通常授業を再開しました。対応結果については、教育委員会や「教育事務の点検及び評価」の中で、適切に検証や評価を行っています。